

# 第1章 計画の基本事項

## 1 趣旨

鹿児島湾は県民共有の財産であり、青々とした海をいつまでも保っていくことは、地域の住民はもとより県民全ての願いである。

県では、鹿児島湾の水質保全及びそれと一体となった水辺環境の保全管理を図るため、総合的かつ長期的な計画として昭和54年5月に第1期計画を、昭和61年3月に第2期計画を、平成7年3月に第3期計画を、平成17年3月に第4期計画を、そして、平成27年3月に第4期計画を発展継承した計画として修正し、長期にわたって各種の環境保全対策を講じて水環境保全に努めてきたところである。

本計画は、「かごしま未来創造ビジョン（令和4年3月改訂）」や「鹿児島県環境基本計画（令和3年3月改訂）」に基づき、閉鎖性水域である鹿児島湾の水環境を将来にわたって良好に保全するため、引き続き本計画に基づき総合的な対策を講じることとし、「かごしま未来創造ビジョン」で掲げられている「脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生」を目指すという施策展開の基本方向も念頭において「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に、湾域の自然的・社会的特性に配慮した適正な環境利用が図られ、鹿児島湾の水環境が将来にわたって良好に保たれることを目標としている。

本計画では引き続きCOD、窒素及びりんの水質保全目標や水辺環境の保全管理目標を達成するため、富栄養化の未然防止を図るとともに、集水域を含めた総合的な環境保全対策を講じて、湾域の水環境管理を更に推進しようとするものである。

## 2 性格

(1) この計画は、鹿児島湾の水質汚濁の未然防止を中心とした、良好な水質環境の保全及びそれと一体となった水辺環境の保全管理、住民参加による水環境保全活動など総合的かつ長期的な展望に立った湾域の環境保全のための基本となる計画である。

(2) この計画は、将来にわたって確保されるべき鹿児島湾の環境保全目標を定め、それを維持達成するための総合的な方策を示したものであり、各種の環境利用行為等を適切に誘導するためのガイドラインである。

## 3 計画の位置付け

本計画は、「かごしま未来創造ビジョン」や「鹿児島県環境基本計画」の実現に向けて、鹿児島湾の水環境保全に向けた具体的な施策を示したものであり、関連する各計画と連携を取りながら総合的な環境保全対策の推進を図り、将来にわたって良好な水環境を保っていくためのものである。

なお、本計画は平成30年12月に水循環基本法に基づく流域水循環計画として公表された。また、令和3年3月に計画の修正を行ったことから、令和3年7月に流域水循環計画として再公表された。

#### 4 対象地域

本計画の対象地域は、指宿市開聞崎と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸域に囲まれた海域及びその集水域（以下「湾域」という。）内にある6市2町（令和8年3月現在）とし、計画を円滑に進めるために自然的・社会的条件を考慮して対象地域を6ゾーンに区分する。

ゾーン区分	人口（万人）
Iゾーン	3.5
IIゾーン	1.1
IIIゾーン	56.4
IVゾーン	20.5
Vゾーン	2.3
VIゾーン	1.2
計	85.0

注）人口は令和5年度末時点

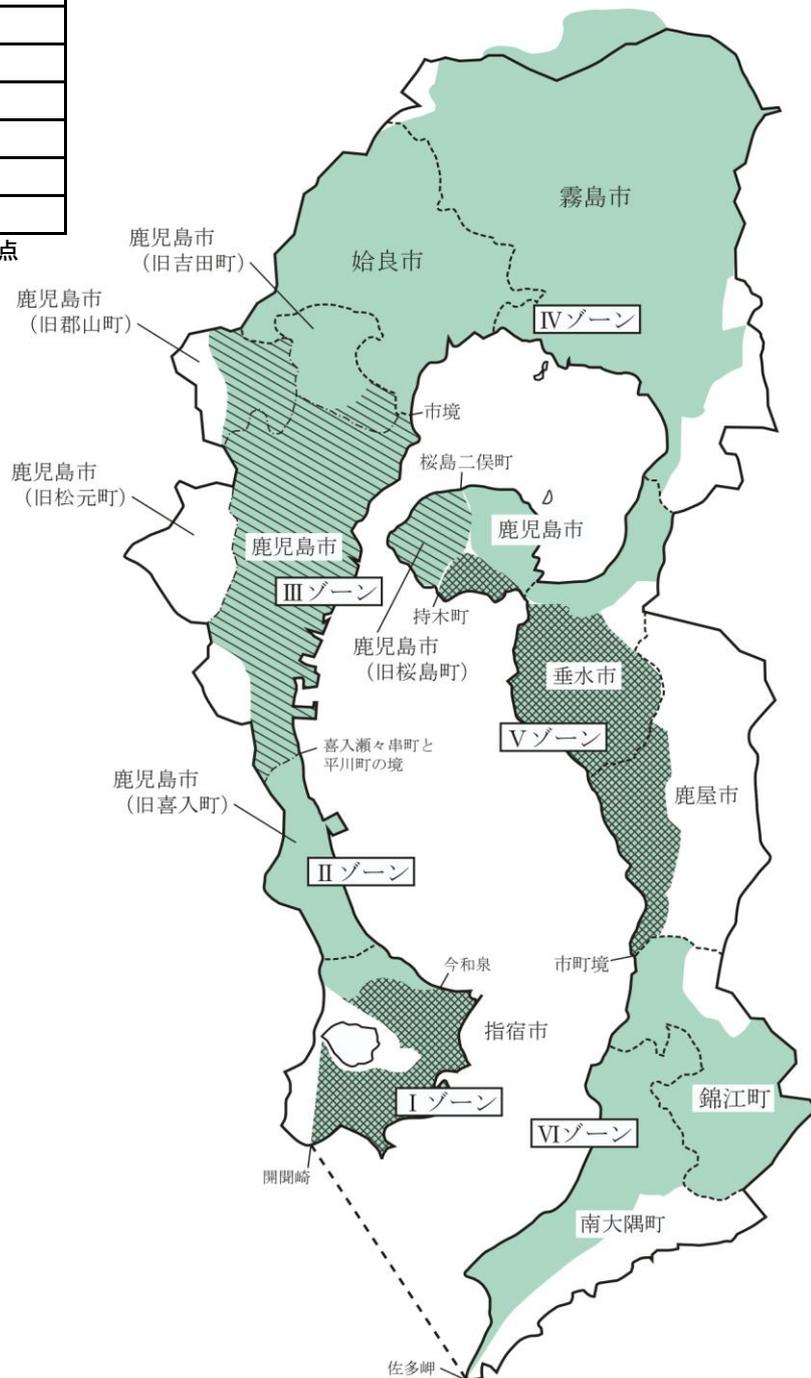


図 1-1 対象地域とゾーン区分

## 5 環境保全目標

鹿児島湾の水質の保全及びそれと一体となった水辺環境の保全管理を図ることを目標とし、次のとおりとする。

### (1) 水質保全目標

本計画の水質保全目標は、水質汚濁に係る環境基準値を目標とするが、特に水質汚濁の代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）、富栄養化に密接な関わりがある窒素及びりんについて次のとおり目標を定める。

表1-1 水質保全目標

項目	水質保全目標	利用目的の適用性
COD	2 mg/L以下	水産1級 水浴、自然環境保全 透明度約7m以上相当
窒素	0.3 mg/L以下	
りん	0.03 mg/L以下	

水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

透明度：直径30cmの白い円盤を水中に沈め水面から識別できる限界の水深

### (2) 水辺環境の保全管理目標

海水浴、潮干狩り、磯遊びなど県民に親しまれている利用性の高い海岸や水質浄化機能の高い海浜などが、良好な状況で保全管理されていることを目標とする。なお、海水浴場については次の目標を定める。

表1-2 海水浴場の水質目標

項目	水質目標
ふん便性大腸菌群数	100 個/100mL以下
油膜の有無	油膜が認められない
COD	2 mg/L以下
透明度	全透（1 m以上）

## 6 環境保全対策

環境保全目標を維持達成するためには、県、関係市町、事業者、住民などがそれぞれの役割分担のもとに、自主的かつ積極的に環境保全対策に取り組む必要がある。

このため、生活排水、工場・事業場、農畜産業、水産養殖業等の発生源対策及び陸域・海域対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、水辺環境の良好な保全管理に努める。

## 7 計画の推進

本計画を効果的に推進するためには、県や市町などの行政機関をはじめ、事業者や住民、関係団体等がこの計画の趣旨を理解し、一体的に取り組むことが重要である。そのためには、推進体制を整備し円滑な運営を行うとともに、事業者及び住民等に対する意識啓発などに積極的に取り組むこととする。また、計画推進のための調査研究を行うとともに、定期的に水環境や社会環境を把握するなど計画の進行管理を行う。